

大分大学科目等履修生規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第51条第2項及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。）第45条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学を志願することのできる者は、大分大学入学資格を有する者及び履修しようとする授業科目について、当該授業科目を履修するに十分な学力があると教授会において認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院入学資格を有する者及び履修しようとする大学院の授業科目について、当該授業科目を履修するに十分な学力があると研究科委員会において認められた者とする。

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、これによりがたい理由のあるときは、この限りでない。

(入学志願の手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて学長に願出するものとする。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 履歴書
- (4) その他本学が必要と認める書類

2 前項の場合において、履修しようとする授業科目が複数の学部又は研究科（以下「学部等」という。）にわたるときは、それぞれの学部等に、前項に規定する書類を提出するものとする。ただし、前項第2号から第4号までに規定する書類については、1つの学部等に正本を提出したときは、他の学部等には、その写しを提出して差し支えないものとする。

(選考及び入学許可)

第5条 入学志願者の選考は、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において行い、科目等履修生として適当と認められ、かつ、入学金を納付した者に学長が入学を許可する。

2 前項の選考の時期及び方法については、学部等の定めるところによる。

(履修制限)

第6条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、学部等において定める。

2 授業科目によっては、履修を許可しないことがある。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、1年以内とする。ただし、授業科目により特別な履修期間が定められている場合は、当該期間とする。

2 履修期間の延長を願出たときは、教授会等の議を経て、学長が許可することがある。

(授業科目の変更等)

第8条 科目等履修生として入学を許可された者が、履修する授業科目を変更又は追加しようとする場合は、学長に願出で許可を受けなければならない。

2 前項の願い出については、第7条第2項の規定を準用する。

(単位の授与)

第9条 履修した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

2 学長は、前項の規定により単位を授与された者から申請があったときは、単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）に定めるところによる。

(実験、実習等の経費)

第11条 科目等履修生は、実験、実習等に要する経費を必要とする場合、その経費を負担しなければならない。

(退学等)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、授業担当教員の下承を得て、科目等履修生退学願により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(科目等履修生証)

第13条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し、必要な事項は、学則又は大学院学則及びその他学生に関する規定を準用する。

附 則（平成16年規程第88号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第124号）

この規程は、平成18年11月15日から施行する。

附 則（平成21年規程第24号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。